

会議室等の使用料

(単位 円)

区 分		使 用 料		
		基本使用料	割増使用料	
施 設	時 間		村外割増使用料	営利その他これに類する場合
会 議 室 (2 室)	9:00~12:00	1,000	500	800
	13:00~16:30	1,400	700	1,120
	17:30~21:30	2,000	1,000	1,600
	9:00~21:30	4,400	2,200	3,520
会 議 室 (1 室)	9:00~12:00	600	300	480
	13:00~16:30	800	400	640
	17:30~21:30	1,200	600	960
	9:00~21:30	2,600	1,300	2,080
調 理 実 習 室	9:00~12:00	700	350	560
	13:00~16:30	1,000	500	800
	17:30~21:30	1,400	700	1,120
	9:00~21:30	3,100	1,550	2,480
視 聴 覚 室	9:00~12:00	600	300	480
	13:00~16:30	800	400	640
	17:30~21:30	1,200	600	960
	9:00~21:30	2,600	1,300	2,080
和 室 (2 室)	9:00~12:00	600	300	480
	13:00~16:30	800	400	640
	17:30~21:30	1,200	600	960
	9:00~21:30	2,600	1,300	2,080
和 室 (1 室)	9:00~12:00	300	150	240
	13:00~16:30	400	200	320
	17:30~21:30	600	300	480
	9:00~21:30	1,300	650	1,040

- 1 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。
- 2 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。
ただし、超過時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。(使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)
((使用料/各貸出時間分) × 1.3) × 超過時間
- 3 営利その他これに類することを目的として使用する場合は、基本使用料の額に8割を加算した額とする。

※使用の目的が直接的に営利を目的(物品の販売、勧誘等)とする場合の他、イベント、会議等を通じ最終的に営利を目的としているとみなされるものは加算の対象となります。